

校則見直し Q&A

その校則、本当に必要ですか？

子どもの人権を尊重した校則へ見直しを大胆に進めるために、ご活用ください

全国で、校則の見直しが進められています。宮崎県教育委員会は、2020年12月に県内51校に校則見直しを求める通知を出し、下着の色に関する事など社会情勢の変化に見合わない項目や表現を改めることや、見直しに向けて生徒やPTAを交えた協議を実施することなどを求め、文部科学省も、2021年6月、全国の教育委員会などに学校や地域の実態に応じて校則を見直すよう要請する通知を出し、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえて校則を見直すよう求めています。

当会は、法教育委員会と子どもの権利委員会を中心に、校則見直しは法教育・主権者教育の実践に他ならないと考えて校則PTを設置し、県内各学校での人権を尊重した校則見直しを後押しするため、職員研修会への講師派遣や法律相談活動などに取り組んできました。

こうした活動を通じて学校から寄せられた質問や悩みなども踏まえ、子どもの人権や校則と人権制約の調整の在り方、校則見直しにあたってのポイントなど当会の考え方を本「校則見直しQ&A」にまとめました。貴校における今後の校則見直しにご活用いただき、子どもや保護者を交えてご検討いただければ幸いです。

本「校則見直しQ&A」に対するご意見、ご質問、貴校における校則見直しにあたって生じた問題や現場の悩みなどがあれば、ぜひ当会までお寄せ下さい。当会の今後の活動や本「校則見直しQ&A」改訂の参考にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

2022年8月

宮崎県弁護士会

子どもの人権・権利

Q1 子どもの人権について教えてください。

A1 子どもにも基本的に大人と同様に人権が認められています。

日本国憲法は、個人の尊厳を最高の価値として、基本的人権の保障を大原則としています(13条、97条)。人格権やプライバシー権(13条)、法の下での平等(14条)、思想良心の自由(19条)、信教の自由(20条)、表現の自由(21条)などはもちろん、とりわけ教育を受ける権利(26条)は重要です。子どもは教育を通じて成長発達する存在で、教育によって人格の完成を目指し、自己実現を図る十分な力を獲得できるようになります。

基本的人権は無制限ではなく、原則として「公共の福祉」の観点から最小限度の制約が許されるとされています。「公共の福祉」とは人権と人権の衝突の場合の調整原理で、「国益」とか「全体の利益」などを指すものではありません。

最小限度の制約を超える基本的人権の制約は、国内法の最高規範である憲法に違反するものとして無効となります。法令や行政行為による制約だけでなく、学校内のルールである校則に

よる制約も、基本的には同様に考えられます。

Q 2 子どもは未熟なので大人が子どもの利益を考えて一定の制約をすることが必要ではないでしょうか。

A 2 子どもの保護の観点から、限定された範囲でパターンリスティックな制約（他者加害を伴わなくとも、その者本人の利益に反するとして公権力が規制する人権制約）が認められると考えられていますが、子どもの未熟性を理由とする過度な制約には注意が必要です。

従来、パターンリスティックな制約の是非が論じられてきましたが、子どもの未熟性を強調するあまり安易に子どもの人権の制約を許してきてしまったのではないかと思います。

以下に述べるとおり、憲法や子どもの権利条約に即して考える必要があります。

Q 3 子どもの権利条約は学校にも関係あるのですか。

A 3 大いに関係があります。

子どもの権利条約は、子どもの権利を国際的に保障し実現するため、1989年に国連総会で採択され、法的拘束力を有する国際的なルールとして誕生しました。子どもの権利条約は、子どもを「保護の対象」というだけでなく、「権利の主体」「権利行使の主体」と複合的にとらえ、「人間」であり「子ども」であり「発達成長する存在」と複合的にとらえるもので、これまでの‘子ども観’の大転換を求めるものです。日本も1994年に批准し、日本国内でも法的効力が生じました。

子どもの権利条約の4つの基本原則～①子どもに対するいかなる差別も禁止（2条）、②子どもにとって最もよいこと（最善の利益）を第一に考える（3条）、③子どもの命や生存、発達の確保（6条）、④子どもの意見表明権（12条）を理解することが大切です。そして、子どもの権利条約が保障する子どもの表現の自由（13条）、思想・良心・信教の自由（14条）、集会・結社の自由（15条）、プライバシーの権利（16条）などについても理解する必要があります。締約国には、子どもの権利を侵害しない法的義務が課されています。子どもに関わる全ての大人が子どもの権利条約を理解し活用することが望まれます。

Q 4 子どもの意見表明権（子どもの権利条約12条）は校則も対象になるのですか。

A 4 校則も子どもに影響を及ぼす事柄である限り意見表明権の対象になると考えます。

子どもの権利条約12条は、「締約国は、自己の意見を形成する能力のある子どもがその子どもに影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」と、子どもの意見表明権を規定しています。表明された子どもの意見は、大人が聞き、受け止め、それを子どもの成熟度や事柄の内容に応じてそれにふさわしいように考慮することが求められています。

この点政府は、校則の制定は児童個人に関する事項とは言えず、同条の意見表明権の対象となる事項ではない、との見解を示していますが（1994年5月20日付文部事務次官通知、2017年6月児童の権利に関する条約第4・5回日本政府報告3（2）等）、子どもの権利条約を担当する国連子どもの権利委員会から、日本政府に対し、日本の子どもの意見表明が家庭・学校その他のあらゆる場所で軽視されていると懸念が表明され改善が求められています。校則についても子どもの意見表明が尊重され、受け止められ、考慮されなければなりません。

現在行われている生徒指導提要改訂作業における生徒指導提要改訂試案においても、「児童の権利への理解」の項目が設けられ、その項目に「意見を表明する権利」が明記され、校則について「その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられます。」とされていますが、むしろ、より積極的に校則を子どもの意見表明権の対象としてとらえるべきだと考えます。

校則の根拠

Q5 校則は誰に制定権があるのでしょうか。

A5 校則制定権の根拠について法の明文の規定はありませんが、校長に校則制定に関する権限と責任、一定の裁量があるとされています。

学校教育法5条が「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する」と規定していることから、学校の設置者は学校の物的管理（校舎をはじめとした施設の管理含む）や運営管理（児童生徒の管理含む）などに必要な行為をなしうると解されており、また同法37条4項、49条により、校長は「校務をつかさどる」ことから、校則制定権をこの「校務」に含めて理解する考え方や、学校教育法11条が規定する懲戒権を根拠にその行使のための基準としての校則の制定を認める考え方もあります。裁判例においては校長に校則制定権を認め、一定の裁量がある、としています。

校則による規制の限界

Q6 校則が子どもの人権を制限できる正当性はどこにあるのでしょうか。

A6 学校の役割に照らし、子どもの学習権、成長発達する権利を保障するために、一定の制限が可能だと考えます。

学校は、子どもの学習権を実現する場所の一つで、子どもは学校生活を通じて多くのことを学び成長発達していきます。学校には、子どもに対して、その学習権を十分に保障できるような環境を提供することが求められています。子どもの教育に適した環境を整備・維持するという教育目的を達成するために子どもに一定の規制を行うことが正当化されると考えられます。子どもの学ぶ権利、成長発達する権利を中心に据え、集団生活の中で他の子どもたちの権利との衝突を具体的に調整するルールが校則であり、その制定の権限と責任が校長にあると考えら

れます。規制範囲は教育に関する指導が中心ですが、教育に必要かつ合理的な限度で生徒の生活の領域にも及び得ます。

校則は、決して子どもを管理するためのものではない、との共通認識が必要です。

Q7 校則の制定には校長の広い裁量が認められると考えてよいでしょうか。

A7 校則も憲法や子どもの権利条約、法律のもとにあり、子どもの自己決定権を中心とする人権や権利の制約に広い裁量を認めるべきではないと考えます。

従来の裁判例では、‘内容が著しく不合理でない限り校則は違法ではない’との判決が主流で、例えば男子丸刈り校則も、合理的根拠はないとしながら違法ではないと判断されています（熊本地方裁判所昭和60年11月13日判決）。しかし、その後子どもの権利条約を日本が批准し、同条約の子ども観を反映した子どもの人権・権利が法的拘束力を持つ現在、子どもを未熟な存在であると強調しパターンリスティックな制約を安易に認めるこうした裁判例の考え方は、もはや妥当性を欠くものと考えます。

また、子どもの権利条約第5条は、子どもの権利の行使にあたり、親が指示・指導を与える責任、権利、義務が尊重されなければならないとし、子どもに対する一次的な養育責任は親にあることを定めています。教育基本法第10条も「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」としています。校外生活については、基本的には校則の範囲外と考えるのが相当です。学校が子どもの行動を制限できるのは基本的には学校内に限られ、逆に言えば、責任も学校内のことに限られるといえます。

Q8 急いで見直すべき校則にはどのようなものがありますか。

A8 子どもの学習権や成長発達する権利を現に損なっているか損なうおそれのある校則の規定や運用については、早急な見直しや対応が必要です。

文部科学省が行った2019年度の調査によれば、小中高の不登校生徒のうち不登校の要因として学校の決まり等をめぐる問題を挙げている児童生徒の数は合計で5572名となっています。校則の規定や運用により、現に子どもが大きな苦痛を感じたり不登校になったりしている場合には、校則の規定やその運用の在り方に大きな問題があると言わざるを得ず、子どもの学習権や成長発達する権利が損なわれている状況にあり、早急な見直しや対応が必要だと考えます。

例えば、トランスジェンダーの子どもが、男女別の制服や髪型の規制に従うことに大きな苦痛を感じている可能性があり、不登校の背景になっている可能性もあります。しかし、当該子どもだけ例外的運用を認めるとすれば、望まないアウティング（本人の了解を得ずに勝手に第

三者に本人の性自認等を暴露すること)を招来するおそれもあり、適切な解決とならないばかりかより問題を深刻化するおそれもあります。校則自体の見直しを検討する必要があるのではないのでしょうか。この点、全国では、制服のスカートとスラックスの選択を認める学校も増えてきており(全国の公立高校で制服が指定されている学校のうち女子生徒にスラックスを用意している学校は4割を超えます。)、ジェンダーレス化とともに機能性や防寒・防犯対策の観点からも、望ましい方向性だと考えます。

Q9 校則による規制が許されるものかどうかどのような基準で判断したらよいのでしょうか。

A9 憲法や子どもの権利条約で保障されている、子どもの自己決定権をはじめとするさまざまな重要な人権や権利を一律に規制する校則は、厳格に審査されるべきだと考えます。

具体的には、

(A) 校則に重要な教育目的が認められること(教育目的要件)

(B) 校則の目的と規制手段(態様・程度)が実質的関連性を有すること(実質的手段要件)

の2つの要件を満たすかどうかで判断することが相当だと考えます。2つの要件を満たさない場合には許されず(違法)、廃止や見直しが必要となると考えます。

「昔からあるから」「そう決められているから」「高校生らしいから」「中学生らしいから」といった説明ではなく、納得のいく合理的理由、必要性を子どもや保護者に説明できるか、という観点から本当に必要な校則なのか、今一度抜本的に見直す必要があります。

具体的な校則の定めを検討

Q10 当校の校則の規定について、問題があるかどうか教えて下さい。

A10 校則を見直すべきかどうか最終的には各学校の実情に照らし各学校の手続きの中で判断することが必要ですが、判断にあたっては、A9に記載したA教育目的要件(校則に重要な教育目的が認められるか)をクリアするか、クリアするとして次に、B実質的手段要件(その校則の目的を達成するための規制手段(態様・程度)として実質的な関連性があるか(不合理でないというだけでは足りず、過剰でないか、他により制限的でない効果的な手段はないか)をクリアするかをぜひ検討していただきたいと思います。

以下各項目ごとに、ポイントを解説し提案します。

(1) 服装

制服は「標準服」であり、着用を推奨はできても強制することはできないものと考えます。したがって、制服の着用を強制したり、着用の仕方が校則にそぐわないといって帰宅させるといった行動制限は、法的根拠がないということになり留意が必要です。

子どもが任意に着用する限りで制服に関する定めも許されると考えます。

他県では制服のない県立高校、あるいは私服も選択できる県立高校も少なくありません

(長野県の県立高校は2校に1校は制服がありません。)。そもそも制服は必要なのか、どのような重要な教育目的があるのか(A教育目的要件)、という点から再検討してみてもいいでしょうか。

(2) 下着、靴下、ベルト等の色指定・限定

多くの学校で、下着や靴下、ベルト等の色を指定・限定する校則がありますが、その教育目的は何でしょうか(A教育目的要件)。

下着については、白はかえって透けやすく、冬服の場合には透ける可能性がないという問題点も指摘できます。また違反かどうか下着を目視して調査するとすれば、子どもに羞恥心を抱かせるなど新たな人権侵害を生み出すおそれもあります。

下着や靴下は白色が重視されるのに対し、マフラーや手袋、コートなどの防寒具は暗色系が重視される傾向にあります。冬の夜道で暗い色はかえって目立たず事故につながるおそれも指摘でき、暗色系に限定する理由は説明が難しいのではないかと思います。

こうした色指定・限定については、そもそも重要な教育目的があるかどうか(A教育目的要件)、慎重に検討する必要があると思われます。また、もし、何らかの重要な教育目的が認められる場合には、こうした下着や靴下、ベルト等の色を指定・限定することが、その目的達成のために実質的関連性を有するかどうか、過剰でないか(B実質的手段要件)を慎重に検討していただきたいと思います。

(3) 夏服から冬服への切り替え時期指定、マフラー禁止

制服の夏服から冬服への切り替えの時期を指定したり、マフラーを禁止する校則もありますが、その教育目的は何でしょうか(A教育目的要件)。

寒暖の感じ方や体調には個人差があるにもかかわらず、画一的に統一することは、子どもの健康を害することにもなりかねないという問題が指摘できます。

(4) スカートや靴下の丈の長さ

スカートの長さや靴下の丈について細かく規定する校則も多く見られますが、その教育目的は何でしょうか(A教育目的要件)。

スカートを長くしたり短くしたり、靴下をくるぶし丈にするとどのような学校教育上の弊害があるのでしょうか。単純に流行だから禁止する、ということでは合理的な制限とはいええず、再考が必要です。

(5) 髪型、眉毛

頭髪の長さや髪型について、詳細な規定を定める学校が多くありますが、その教育目的は何でしょうか(A教育目的要件)。特に男女で規制の差を設けている学校も多くありますが、男女差に合理的理由は説明できるのでしょうか。

東京都立高校のツブロック禁止の校則が話題になりましたが、説明されている「事故・事件防止」には重要な教育目的が認められるとして(A教育目的要件)、次に、その目的を

達成するために「ツープロックを禁止すること」が実質的関連性を有するか、過剰でないか（B実質的手段要件）を検討していただきたいと思います（なお都立高校は上記ツープロック禁止を含むいわゆる「ブラック校則」を2022年度に大幅に見直すと報じられています。）。

パーマや整髪料、眉毛剃りの一律禁止についても校則で多く見られますが、その教育目的は何でしょうか（A教育目的要件）。学校が一方的に「高校生らしさ」「中学生らしさ」を想定し、頭髪は直毛で黒色であるべきと決めつけていないでしょうか。生まれながらの髪色や髪質を否定していないでしょうか。髪質や髪の色、眉毛の形などにコンプレックスを持つ子どもにとっては、その校則の規定や運用のために学校に行きづらくなっている可能性もあります。

多様性や個性が尊重される時代に、高校生や中学生の自己表現が制限される合理的理由が説明できるのか、今一度検討が必要であり、仮に一定の制限を認めるとしても、重要な教育目的達成のためのより柔軟な対応が可能な規定にすることが望ましいと考えます。

（6）所持品の制限

所持品は種々のものがあり、制限する物の内容や性質、教育目的との関連性、学校側の管理体制などの諸事情を考慮しながら検討することになります。

文部科学省の通知もあり、昨今携帯電話の持ち込みについて、各学校でルールの策定が行われていると思います。携帯電話については、保護者との連絡や防犯、情報の取得など利便性がある一方、授業時間中に操作することによって生徒本人や他の生徒の学業に支障を与えるなどの懸念があり、その持込や学校内での使用について、学校が一定の規制を行うことについては重要な教育目的、必要性合理性が認められると考えます（A教育目的要件）。子どもや保護者の意見も踏まえた上で、一律禁止ではない合理的なルールが定められることが求められます。

（7）校外での活動の制限

飲食店やゲームセンター、カラオケボックスなどの施設への立ち入り禁止を定めた校則が見られ、保護者同伴でも認めないとするもの、友人宅への宿泊を禁止するもの、校外活動や校区外へ出るときは原則制服を着用するよう定めるものなどもあるようです。

しかし、学校が子どもの行動を制限できるのは、基本的に学校内の事項に限られます（逆に言えば責任も学校内のことに限られます。）。子どもの権利条約5条は、子どもの権利の行使にあたり、親が指示・指導を与える責任、権利、義務が尊重されなければならないと定めており、子どもに対する第一次的養育責任は親であると明確にしています。教育基本法第10条も子の教育に関する親など保護者の第一義的責任を定めています。そうすると、保護者が許可している、学校教育に関連のない校外での活動を校則で一方的に制限することは原則としてできないと考えます。

(8) バイク・自動車の免許の取得・通学の禁止

バイクや自動車の免許取得や通学について禁止する校則が見られます。バイクや自動車での通学については、学校の施設管理や生徒及び関係者の安全確保の観点から校則で一定の規制を設けることは必要性や合理性が認められることが多いと思います。

しかし、道路交通法に基づき免許を取得し、道路交通法を遵守して学校外でバイクや自動車に乗ることは、学校外での生徒の行動に関する事項であり、心得にとどまるものであればともかく、保護者の判断にかかわらず一律に受験や免許の取得、学校外での使用の禁止することについては、いかなる点が学校内の事項に関わるのか、子どもの学習や成長発達を保障する観点から規制が許されるものかどうか、上記判断基準に基づき再検討が必要だと考えます。

(9) アルバイトの禁止・制限

アルバイトを原則禁止としたり許可制とする校則が見られます。心得や目安にとどまるものの、生徒の学習や成長発達にマイナスにならないよう教育的な観点から内容を把握し指導・助言するもの、学業や学校行事との関係・調整を図るものなどであれば、多くの場合特段の問題はないと思われます。

しかしアルバイトは学校外での生徒の行動に関する事項であり、保護者の判断にかかわらず一律に禁止したり、厳しい許可要件やペナルティを課すことについては、上記判断基準に基づき再検討が必要だと考えます。

(10) 政治的活動の制限

政治的活動を一律に禁止する校則が見られますが、憲法21条は集会・結社・表現の自由を保障し、子どもの権利条約13条、14条、15条も子どもの表現の自由、思想・良心の自由、結社の自由及び平和的な集会の自由などについて保障しています。制約できるのは、政治的活動を生徒が行うことで、部活動や学校行事など予め予定されている学校教育活動のための施設利用に支障が生じたり、放課後や休日のため施設の安全管理のための人員が確保できない場合など、学校施設の物的管理の上支障がある場合や他の生徒の学習権を侵害することになる場合などに限られ、こうした事情が認められない場合にまで、適法で平和的な子どもの政治的活動まで一律に禁止するような校則は、憲法や子どもの権利条約に違反する疑いが強いと考えます。

2015年6月17日に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢が満18歳以上に引き下げられたこと、2022年4月1日以降成年年齢が満18歳に引き下げられたことから、主権者としての力を育むこうした権利は、子どもにとってよりいっそう重要な権利であるといえます。気候変動や核兵器の禁止、反戦、差別の禁止などあらゆるテーマが政治課題に上る現状に照らすと、こうした高校生や中学生の未来に関わる大事な政治課題に大いに関心を持って主体的に意見表明や活動に取り組

むことは高校生や中学生に求められこそすれ、制限すべきではありません。「政治的活動の禁止」は、政治はタブーとの風潮を強め、政治・社会への無関心や若者の低投票率を生み出す要因となるおそれもあります。少なくとも「心身ともに発達の過程にある」といった理由で規制を正当化することは困難であり、見直しが必要です。

なお、公職選挙法上18歳未満の子どもが選挙運動（特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為）を行うことは禁止されていますが（第137条の2）、18歳以上の子どもは選挙運動を行うことが認められています。そこで18歳以上の生徒の選挙運動は、学校においても十分に尊重する必要があります。

(11) 宗教活動の制限

宗教活動を禁止する校則が見られますが、憲法20条は信教の自由を保障し、子どもの権利条約14条も子どもの宗教の自由について保障しています。学校の施設を使用するルールや他の子どもの権利を保障する範囲を超えて子どもの宗教活動を一律に禁止する校則は、こうした憲法や子どもの権利条約に違反する疑いが強いと考えます。

(12) 「男女交際」の制限

「男女交際」に制限をもうける校則が見られます。子どもの成長発達、教育的観点から指導・助言するもの、心得や訓示的な定めにとどまるものであればともかく、恋愛や交際といった個人の人格に関わる極めてプライベートな領域に学校が何らかの制限をもうけることについては、重要な教育目的が認められるのかそもそも疑わしく、再検討が必要です。男女とも満18歳が婚姻可能年齢であり、高校3年生の相当部分が在学中に法律上婚姻可能な年齢に達します。交際については、外形的形式的な制限ではなく、互いの人権や人格、性的同意を尊重することの大切さを基本とする教育がなされることが望ましいと考えます。

また交際は「男女」「異性」の間でなされるものと決めつける表現は、性的マイノリティに対する配慮に欠けるおそれがあります。

Q11 制服をなくしたり色指定・限定を緩和すると、華美になりおしゃれ競争が始まって規律が乱れ、勉強に集中できなくなることが心配ですので、こうした制約には教育目的が認められると思いますが、どうでしょうか。

A11 他県には制服のない公立学校もあり、この間校則を緩和した学校も多くありますが、そのために規律が乱れたとの報告は特にはないようです。

各学校で子どもも交えてぜひ議論していただければと思いますが、全国で、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、教室の換気の際の防寒や暑さ対策、毎日の洗濯の必要性などから私服を許容・試行する学校が広がり、マスクの色指定をなくしてカラフルになった学校などありますが、そのために規律が乱れ混乱したとの報告は特に聞かれませんが、例えば長野県の県

立高校のうち半数はもともと私服です。私服が当たり前の環境で、多くの学校では平穏な高校生活が営まれており、「荒れている」「成績が悪い」という悪影響は見られません。宮崎県内の県立高校でも、近年通学カバンを自由化した学校がありますが、華美になったり規律が乱れることは全くなく、生徒は皆常識的なカバンで通学しているとのことでした。

学習や成長発達の間である学校への通学にふさわしい服装や髪型、持ち物を子ども自ら主体的に考え判断できるようにすることが、子どもの主体性、他人の権利への理解、自律する力を伸ばすことになるという考え方がある一方で、制服や指定のカバン等があることで、特に経済的困難を抱える家庭の子どもが服装や持ち物を気にせず登校できることなどからこれに賛成する意見も聞かれます。各学校でぜひ話し合っただけであればと思います。

Q12 そもそも服装や髪型などの身だしなみは家庭で責任をもってもらいたい事項ですが、どこまで学校が指導しなくてはならないのでしょうか。

A12 服装や髪型などを含め身だしなみは基本的に子どもと保護者に任せるべきだと考えます。

服装や髪型は、自己決定権に基づき子どもが本来自由に決めることができるものです。子どもの権利条約第5条や教育基本法第10条は、子どもの教育については、父母その他の保護者が第一義的責任を有するものとしています。

学校が、子どもの服装や髪型等を制限し指導できる根拠は、学校における子どもの学習権や成長発達の権利を保障するためですから、これらを制限するのは学校内において当該子どもや他の子どもの学習権、成長発達の権利を脅かすような例外的な場合に限るべきだと考えます。

先生方が細かい校則を守らせるための服装容儀指導・生徒指導に費やす時間と労力を、本来の教育に充てていただくことが、先生方にとっても子どもたちや保護者にとっても有意義だと考えます。そのためにも、これらを制限する校則は少なければ少ない程良いといえ、本当に必要な最低限度のものに絞ることが望ましいと考えます。

Q13 校則に盛り込んだらよい項目はありますか。

A13 多くの学校の校則で盛り込まれていないもので、ぜひ明記したらよいものとして、例えば以下の項目があります。

1) 子どもの権利、権利主体性、子どもの意見表明権

日本国憲法が保障する基本的人権や、子どもの権利条約が保障する子どもの権利、4つの原則(①差別の禁止、②子どもの最善の利益、③命や生存、発達の確保、④意見表明権)などについて、その重要性を理解するために明記することが望まれます。お互いの人権を尊重し他人の人権・権利を侵害しないためには、自分と他人に保障されている権利を理解する必要があります。

2) 校則の意義～なぜルールが必要なのか

ルールは、その団体に帰属する構成員皆が納得してこそよく機能します。校則の意義や成り立ち、その必要性がきちんと説明されることが望ましいと考えます。

3) 校則の変更手続き

校則見直しに継続的に取り組めるように、改定のための手続きを設け、生徒や保護者の意見を聴取して協議する手続き的関与を保障する規定を設けることが有意義だと考えます。

校則見直しの手続き

Q14 校則を見直す場合の手続きについて留意すべきことがありますか。

A14 子どもの意見表明権（子どもの権利条約12条）を保障し、子どもと保護者の意見を聴取することが大切です。

子どもにとって、学校は人生の初期に接する社会です。その社会でどのようなルールに服するのか、ルール策定に関与できるのかは、子どもの権利や法規範に対する意識に影響し、民主主義国家の将来の一員としての経験を積むことになります。また子ども自身が納得する校則、自分で策定や見直しに関与した校則の方が守られやすいものです。生徒が主体的に考え関与するよう指導することが重要で有意義だと考えます。

校則見直しを一過性のものとせず、不合理ではないか、時代に合わないものになっていないか、不断にチェックしよりよく改定していくことが必要です。校則見直しに継続的に取り組めるように、校則改定のための手続きを設け、生徒や保護者の意見を聴取して協議する手続き的関与を保障する規定を設けることが、とても重要で有意義だと考えます。

校則運用上の問題点

Q15 明文のない校則による規制にはどのような問題がありますか。

A15 子どもの自己決定権を制限する校則については、事前にどのような行動が制限されるのか、子どもや保護者が分かるように明らかにする必要があります。事前に明確に分からない状態で、校則違反として指導することは、子どもに不意打ちとなり、妥当ではないと考えます。

Q16 校則の運用、生徒指導にあたって留意することはありますか。

A16 校則を守らせる指導が人権侵害とならないよう留意する必要があります。

例えば、下着の色の指定に違反した場合に、下着を脱ぐように指示したり、強制的に脱がせたりする「指導」は、子どもに羞恥心を抱かせプライバシーを侵害する恐れが高く、許されません。同様に、違反した子どもに対して、大きく眉毛を書き込んだり、力づくであるいは他の子どもや教職員のいる前で前髪を切ったり、教室に入れさせなかったり、トイレ以外教室外に出ることを禁じたり、長時間立たせたまま指導したり、「連帯責任」を取らせたりする「指

導」も、合理性のない過剰な制裁といえ、人権侵害のおそれが高いといえます。なお、体罰は学校教育法第11条において禁止されており、生徒指導にあたり、いかなる場合も体罰を行ってはなりません。仮に校則の規定自体は違法とまではいえなくても、こうした不用意な身体接触や強制力を伴う生徒指導、子どもの自尊心を傷つけるような生徒指導の方法などが違法と評価される場合があります、注意が必要です。

その他

Q17 校則はホームページなどで公表した方がよいでしょうか。

A17 入学予定者が予め校則を知って入学することができ、子どもや保護者、地域住民との共通認識、理解と協力を得るためにも、新入生説明会や学級懇談会、生徒手帳、ホームページ、学校だより等を活用して広く周知することが有意義だと考えます。

以上

【お問合せ】 宮崎県弁護士会

〒880-0803 宮崎県宮崎市旭1丁目8番45号

電話 0985(22)2466